

## 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

### 1 内容

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書を提出した者で、次の項目に変更があった場合提出が必要です。

- (1) 氏名又は名称(合名会社⇔合資会社、有限会社⇔株式会社を含む)  
ただし、相続又は譲渡・合併は特定液化石油ガス設備工事事業開始届書が必要です。
- (2) 住居表示ただし、事業所の移転に伴う住所変更は特定液化石油ガス設備工事事業開始届書が必要です。
- (3) 事業所の名称に変更があった場合
- (4) 法人にあっては代表者の氏名
- (5) 保存場所、分類方法
- (6) 液化石油ガス設備士免状所有者の氏名・住所・増員・減員
- (7) 気密試験用器具の種類、個数

【根拠条文 法第38条の10】

### 2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階）に提出します。
- (2) 作成部数は1部とし、控えが必要な場合は、必要部数を提出します。

### 3 添付書類

- (1) 名称変更の場合・・・登記事項証明書の添付
- (2) 住居表示の場合・・・市町村長の発行する証明書を添付
- (3) 設備士の増員の場合・・・液化石油ガス設備士免状(受講記録を含む)の写し添付

法→液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
(昭和42年12月28日)

規則→液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則  
(平成9年3月10日)